



## チャイルド・ポバティ

### 〔その現状〕

(低賃金労働者有子家庭の貧困) 問題の認識が高まるにつれ、英国民はこの問題が想像以上に深刻なことに気づきはじめている。この問題は、子供の両親の怠惰とか無責任を責めることで、糊塗しうる性質のものではない。一家の生計中心者が刻苦して働く勤勉であるにもかかわらず貧しい家庭がかなり多いという事実、これらの家庭は生計中心者の勤労収入が補助給付基準（日本の生活扶助基準に相当する）ぎりぎり程度の生活水準であって文句なしに貧しいのである。

この現実について、エセックス大学の D. マースデン教授は「貧困——6人に2人の子

各国のトピックス  
→ (主要新聞より)

供たちの宿命」において次のように述べている。「国民扶助の被保護者の10%が16歳未満の児童（約21万世帯に45万6千人の児童）であり、生計中心者がフル・タイムの労働者でありながら、その勤労収入が扶助基準以下の家庭が15~20万（50~60万の児童をかかえている）、あわせて約100万人の児童が扶助基準以下の貧しい生活を送っている」と。

1966年当初の労働省の推計によると、生計中心者の勤労収入が国民扶助の基準額を下廻る家庭を約20万ないし30万とし、今年7月の社会保障省の報告によるとこれら低所得家庭にいる児童数を約100万、そのうち16万世帯50万人の児童が極貧状態にあると公式に述べている。しかも、その父親は常用被用者であるか失業者であるが、前者は扶助をうける途すら閉され、後者は扶助はうけられるが「ウエーブ・ストップ」制（新らしい名称を藉り

た古き劣等者処遇の原則）により扶助基準をこえる生活水準を許されない。

TUCの論ずるところによると、これら低所得家庭の貧困の最大の原因として児童の扶養負担（いわゆる多子貧困）をあげているが、要保護家庭の多くは必ずしも多子家庭ではないという意外な事実なのである。これら低賃金労働者の貧困家庭のおよそ半数が、2人ぐらいの子しかいない家庭であると推計されている。

福祉国家を標榜する英国において「勤労者が2人ぐらいの子供しかいない家庭生活を快適にできないことは容認し難い問題であり、労働党政府が政権獲得後ほぼ3年を経て、この問題の解決になんら為すところがなかったという事実の表明（4月20日の下院）に国民は困惑を感じざるを得ない」と嘆かしめてい

### 〔家族手当の引上げをめぐって〕

英國の最低賃金労働者が、子供を数人もつと貧しい生活を送らねばならないというこの事実は、現在の賃金及び俸給の水準が適正な

## 海外社会保障情報

生活水準を維持するには余りに低すぎるこ  
と、英國の賃金構造は人々のニードについて  
全く配慮がなされていないこと、完全雇用が  
すべての人々に対する高所得を保証するもの  
ではないことを示すものである。

家庭のニードを充足するのにたりない勤労  
所得の問題に対する明白な解決策は、賃金を  
増やすことであり、法定の全国一律最低賃金  
制を創設し、ミニマム所得はナショナル・ミ  
ニマムでなければならぬことであり、所得政  
策の広い立場から検討を要することである。  
しかし、これは極端に金のかかる方法であ  
り、要保護者以外の賃金を上げることになる  
ので、賃金を現在のままにしてその生活水準  
が不適に低い者を援助する他の方法に重点を  
おくことであろう。すなわち、低賃金労働者  
の有子家庭を援助する直接の方法は家族手当  
を増額することである。そこで、この家族手当  
の引上げをめぐり、政府、野党あるいはジ  
ャーナリズムにおいて今年初めから7月下旬  
の政府決定にいたる半年余にわたり延々たる  
論争が展開された。

4月20日の下院において、保守党議員から

チャイルド・ポバティ問題に対する政府施策  
の貧困について動議が提出され、これをめぐ  
って政府と野党の間にはげしい応酬がかわさ  
れた。その際、ハービソン社会保障大臣は「  
政府はこれに対処する最善策を慎重かつ速か  
に実施すべく考慮中であり、問題解決の方法  
として次のような4つの案を検討中であると  
し、それぞれの案についての見解を明らかに  
した。

(1) 「家族手当の普遍的引上げ」と「税の  
児童控除」のいづれかにつき親の選択権を認  
めること。(選択が困難、運用も困難である  
から見送る)

(2) 家族手当の普遍的引上げ。(保護を必  
要とするすべての労働者を助けることになる  
が、保護を必要としない多くの者の所得を増  
やすことにもなり、経費がかかりすぎる)

(3) 補助的家族手当制。生計中心者が常用  
被用者であってもよく、一定水準までの勤労  
収入を考慮せず、きわめて緩和化されたミー  
ンズ・テストによりすべての要保護者に支給  
する。(ミーンズ・テストは勤労意欲を阻害  
するものであるとするTUCや労働党左派に

反対論が多い。費用も大である)

(4) 家族手当を普遍的に引上げるが税の児  
童控除を引下げる。税制を利用し、インカム・  
テストが行われる。(免稅基準以下の家庭に  
有利だが少数の者の利益のために多数の者に  
対する税調整が厄介であり、政治的にも難か  
しい)

家族手当の引上げについては、現在多くの  
人々の容認するところとなっているが、議論  
の一つの重要なポイントは費用の問題である。

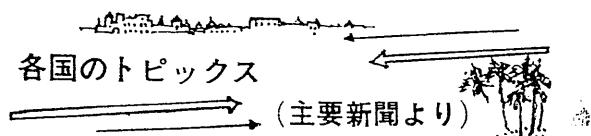
費用をめぐってのミーンズ・テスト説であ  
り、あるいは税制における児童控除の廃止ま  
たは減額による費用相殺説が論ぜられる。現  
在、有子家庭の場合、所得税の納税者は基準  
以下の非納税者に比してはるかに国家の恩典  
をうけている。(所得税の児童控除は年間お  
よそ5億ポンド、家族手当の費用は約1億5  
千万ポンド) これは社会的公正の理念にかな  
ったものとはいひ難い。しかし、所得税にお

各国のトピックス

（主要新聞より）

ける児童控除を引下げるとは多くの有権者に不人気であるから、標準的納税者が税制改革によって損失をこうむらないような方法において調整するすることが政府の政治的課題となっている。

7月24日、ゴードン・ウォーカー無任所（社会福祉担当）大臣から家族手当の引上げを含む総括的な家庭保護対策が公表された。「家族手当は来年4月から第2子以後について7シリング引上げる。但し、多子貧困家庭については第4子以降につき5シリングをこの10月から引上げることとする。4子以上の貧困家庭に対する学校給食は無料、5歳未満の子が2人以上いる家庭に対する福祉ミルクは無料とする」と。しかし、家族手当の問題についていえば、後述する社会保障の基本方針ともからんで、その支給方式についても政府の最終的態度を打ち出せなかった暫定的対策と評しうるであろう。



### 普遍性の原則か 選別性の原則か

「チャイルド・ポバティ」問題を契機として、主たる論点である「家族手当」問題から発展し、社会保障に対する政府の基本方針をめぐって閣内に微妙な食い違いをみせるに至った。その対立点とは普遍性の原則 Universalism と選別性の原則 Selectivity である。

前者の立場をとるハービソン社会保障大臣と後者を主張するパトリック・ゴードン・ウォーカー無任所大臣が真向から対立する形勢となったのである。（ハービソン女史は7月25日、選別性原則反対に政治的生命をかけて大臣を辞職した）。

この問題は財政問題ともからんで将来のソーシャル・サービスに関し政府が直面しているジレンマの核心ともなっている。「ゼネラル・ポバティよりポケット・オフ・ポバティ」を重視するゴードン・ウォーカー氏は、ソーシャル・サービスにおける普遍性を廃してミーンズ・テストによる選別制を指向する政治

的勇断にふみきることを主張する。英國の貧困問題の克服には全国民に対する無料医療や巨額な国庫補助を伴う年金制度をやめて、もっと差別的なものに代えるべきだとする。（たとえば、国民保健事業における患者一部負担の大幅な導入、国民保険における固定額制から所得比例方式への全面的切替え等）そして将来の望ましい政策目標としてのいわゆる「負の所得税」（すべての社会保障給付にこの方式を採用する）の強力な支持者もある。

ハービソン女史はゴードン・ウォーカー氏の意見とは所を全く異なる。ニードを証明しなければならない、いわゆる「ミーンズ・テスト」による給付は、ソーシャル・サービスの分野における若干の部門には必要であるが、過度に依存することはきわめて望ましからざるものとする。選別制を拡大することはすべての面において勤労意欲の阻害を招き、きわめて悪い事態を生ずるものであるとする。普遍性の原則は労働党の社会保障に対する伝統的な基本的原則であり、9月5日のブライ頓におけるTUC大会においても「社会保障給付における普遍性の原則を固守し

選別性の原則に断乎反対する決議が承認された。

この問題についての決着はまだついていない。だが8月21日の“ザ・タイムズ”紙は要旨つぎのように伝えている。「一時、閣内の意見がわかった社会保障給付の選別制論争は今週末にいたって新転換をみせた。長期間にわたる論争のあげく、7月になって家族手当の固定額引上げが公表されたが、選別制反対論者とみられたハービソン社会保障大臣の辞任

によって、選別制反対グループは局地戦には勝ったが、全面戦争を失ったかの兆がある。このことは、19日に発表された“内閣は、社会保障給付の選別制を進める方向にむかってソーシャル・サービスの大幅な改革を立案している”というギエンター労働大臣の声明によって確認される」と。

(“ザ・タイムズ”：1966; 10. 10, 12. 22, 1967; 1. 15, 2. 15, 4. 20, 5. 5, 5. 15, 6. 9, 6. 19, 6. 21, 7. 3, 7. 4, 7. 10, 7. 21, 7. 24, 8. 21, 9. 4, 9. 6).

にすぎなかった一般制度全体の赤字は、その後見るうちに増えていき、1966年度17億8,000万フラン、本年度は30億フランに達するものと思われる。さらにこのまま推移すれば、明年は40億フランの赤字になるとさえいわれている。このような情勢の下に政府は何らかの緊急措置を講ずる必要に迫られ、昨年度と本年度は予算前払いという方式で不足額を補った。しかしこのような臨時的な措置のみでは早晚破局を免れないとして、政府はかなり早くから抜本的対策に苦慮してきた。その一環として、経済計画本部に諮問する一方、1964年春から若干の専門委員会を設置し、社会保障改革全般にわたる調査と意見を求めた。これらの諮問委員会は1～2年の審議の末それぞれ答申を提出したが、その内容は昨年及び本年始めに公表されている。政府は法的にはこれらの答申に何ら拘束されないが、結果的には今回の改革に、かなりとり入れられたといってよい。



## 社会保障改革の動向

年来ほぼ予想されていたところだといってよい。改革を促した直接の原因は、1963年頃から目立ち始めた一般制度の財政悪化であり、なかでもここ10年来年率12ないし14%の速度で増え続け、1967年度には170億フランに達するといわれる疾病保険給付費の急増である。1963年にはそれでも1,500万フラン程度

### 社会保障費の赤字増大

フランス政府はこの7～8月にかけて、機構改革、拠出金と患者一部負担の引上げを含む疾病保険改正を中心とする、かなり大幅な改革の方針を打出した。今回の改革はもちろん唐突に出てきたわけではなく、ここ2、3

### 各国のトピックス

(主要新聞より)